

議案第59号

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例等の一部を改正する条例について

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

指定管理者の収入とする利用料金の項目の見直しおよびその他所要の文言修正のため、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例等の一部を改正する条例

(米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部改正)

第1条 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成18年米原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「第11条から第13条まで」の次に「(第11条第2号に規定する手数料を除く。第18条において同じ。)」を加える。

別表第2中「、第16条、第18条」を削る。

(米原市地域包括医療福祉センター条例の一部改正)

第2条 米原市地域包括医療福祉センター条例（平成26年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改め、同条の表中「米原市新庄77番地」を「米原市新庄77番地1」に改める。

第3条第3項第1号から第4号までの規定中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

第15条第2項第3号中「第9条から第11条まで」の次に「(第9条第1号イに規定する手数料を除く。第17条において同じ。)」を加える。

(米原市米原診療所条例の一部改正)

第3条 米原市米原診療所条例（平成27年米原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第5条各号」を「第5条第1号および第3号」に改め、「および手数料」を削り、同条第3項中「第5条各号」を「第5条第1号および第3号」に改める。

### 付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中米原市地域包括医療福祉センター条例第1条および第3条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成28年4月1日

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市地域包括ケアセンターいぶき条例</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にケアセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 第11条から第13条まで（<u>第11条第2号に規定する手数料を除く。第18条において同じ。</u>）に定める利用料金の収受に関する事。</p> <p>（4） 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第17条～第19条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>略</p>	<p>米原市地域包括ケアセンターいぶき条例</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にケアセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 第11条から第13条までに定める利用料金の収受に関する事。</p> <p>（4） 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第17条～第19条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第11条、第16条、第18条関係）</p> <p>略</p>
<p>別表第3 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p>	<p>別表第3 略</p>

(1) 第2条中米原市地域包括医療福祉センター条例第1条および第3条の改正  
規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成28年4月1日

米原市地域包括医療福祉センター条例新旧対照表（第2条関係）

改正後		現 行									
<p>米原市地域包括医療福祉センター条例 (設置)</p> <p>第1条 米原市は、医療福祉従事者が互いの専門的な知識を生かして有機的かつ効率的なサービスを提供し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を推進するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2</u>第1項に定める障害児通所支援事業を行うため、次の施設を設置する。</p>		<p>米原市地域包括医療福祉センター条例 (設置)</p> <p>第1条 米原市は、医療福祉従事者が互いの専門的な知識を生かして有機的かつ効率的なサービスを提供し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を推進するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第1項に定める障害児通所支援事業を行うため、次の施設を設置する。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市地域包括医療福祉センター</td> <td>米原市新庄 77 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	米原市地域包括医療福祉センター	米原市新庄 77 番地 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市地域包括医療福祉センター</td> <td>米原市新庄 77 番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	米原市地域包括医療福祉センター	米原市新庄 77 番地
名称	位置										
米原市地域包括医療福祉センター	米原市新庄 77 番地 1										
名称	位置										
米原市地域包括医療福祉センター	米原市新庄 77 番地										
<p>第2条 略 (事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法<u>第6条の2の2</u>第2項に規定する児童発達支援事業</p> <p>(2) 児童福祉法<u>第6条の2の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービス事業</p> <p>(3) 児童福祉法<u>第6条の2の2</u>第5項に規定する保育所等訪問支援事業</p> <p>(4) 児童福祉法<u>第6条の2の2</u>第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>第4条～第14条 略 (指定管理者による管理)</p>		<p>第2条 略 (事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法<u>第6条の2</u>第2項に規定する児童発達支援事業</p> <p>(2) 児童福祉法<u>第6条の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービス事業</p> <p>(3) 児童福祉法<u>第6条の2</u>第5項に規定する保育所等訪問支援事業</p> <p>(4) 児童福祉法<u>第6条の2</u>第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>第4条～第14条 略 (指定管理者による管理)</p>									

第15条 略

2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

(3) 第9条から第11条まで(第9条第1号イに規定する手数料を除く。第17条において同じ。)に定める利用料金の収受に関する事

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3・4 略

第16条以下 略

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中米原市地域包括医療福祉センター条例第1条および第3条の改正規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成28年4月1日

第15条 略

2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

(3) 第9条から第11条までに定める利用料金の収受に関する事

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3・4 略

第16条以下 略

米原市米原診療所条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市米原診療所条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、<u>第5条第1号および第3号</u>に規定する診療所の使用料等を診療所の利用料金とし、当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、<u>第5条第1号および第3号</u>に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第10条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第2条中米原市地域包括医療福祉センター条例第1条および第3条の改正規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第1条の規定 平成28年4月1日</u></p>	<p>米原市米原診療所条例</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、<u>第5条各号</u>に規定する診療所の使用料および手数料等を診療所の利用料金とし、当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、<u>第5条各号</u>に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第10条以下 略</p>